

業務委託契約書

委託者（甲）： 株式会社〇〇〇〇

受託者（乙）：

上記当事者間において、業務委託に関し、次のとおり契約する。

第1条（目的）

1. 本契約は、甲が乙に対し、〇〇〇〇の制作業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙がこれを受託する。
2. 本契約に定める事項は、別途書面による合意のない限り、甲及び乙の本件業務に関する一切の取引に適用される。

第2条（業務委託）

1. 甲は乙に対し、本件業務を委託し、乙はこれを受託する。
2. 本件業務の詳細は、甲が乙に対し、適宜指示するものとする。
3. 乙は甲に対し、本件業務の進捗・遂行状況を適宜報告するものとする。

第3条（成果物の納入）

1. 乙は、成果物の納入を〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までに、甲が求める方法で、成果物を納品するものとする。
2. 甲は、成果物の納入を受けた場合、本契約もしくは甲乙の協議において定める基準を当該成果物が満たすか否かにつき検査（以下、「検査」という。）を行うものとする。
3. 乙は、納入した成果物が前項に定める甲の検査において不合格とされた場合、甲の指示に従い改めて成果物を制作して甲に納入し、甲の検査を受けるものとし、以後も同様とする。なお、甲は、検査において成果物を合格と判断した場合、この旨を乙に通知するものとする。
4. 前二項の定めに従い成果物が甲の検査に合格した後に成果物に契約不適合が発見された場合、乙は甲の指示に従い当該契約不適合の修補、修理、改良等を乙の費用において行うものとする。但し、当該契約不適合が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合及び当該契約不適合が発見された成果物が甲の検査に合格した日から1年間

が経過した後に発見された場合はこの限りではない。

第4条 (請負代金)

1. 甲は乙に対して、本件業務の対価 (以下、「請負代金」という。) として、〇〇〇〇〇円 (消費税別) を支払う。
2. 前項の請負代金は、成果物が納入された日に属する月の翌月末に、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第5条 (知的財産権)

1. 本件業務の過程で生じた知的財産権および成果物に含まれる知的財産権 (著作権法27条及び28条に定める権利を含むがこれに限られない。) は、成果物の納入と同時に甲に移転するものとする。
2. 乙は本件業務から生ずる成果物等について、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し著作権人格権を行使しないものとし、又、原作者には同様に著作権人格権を行使させないものとする。

第6条 (第三者の権利)

1. 甲が本件業務のために乙に提供した素材等については、第三者の権利を侵害するものでないことにつき、甲が責任を負担し、乙はその責に任じない。
2. 乙は、前項に定めるもの以外で本件業務に利用された素材について、第三者の権利を侵害するものでないことを保証する。
3. 各当事者は、第三者から、本件業務の成果物の使用、若しくは遂行過程の行為について何らかの権利要求がなされた場合は、遅滞なく相手方当事者にその旨報告し、善処すべく協議しなければならない。

第7条 (守秘義務)

1. 乙は、本契約を通じて知り得た甲の秘密を第三者に漏洩し、または本契約以外の目的に使用してはならない。
2. 乙は、本件業務の遂行のために甲から借り受けた書面、図面、その他の素材等があるときは、善良なる管理者の注意義務を持ってこれを保管し、目的が終了したときには直ちにこれを返還する。

第8条 (契約期間)

1. 本契約は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日の間有効とする。

2. 本契約の終了後といえども、その終了原因にかかわらず、第3条（成果物の納入）、第5条（知的財産権）、第6条（第三者の権利）、第7条（守秘義務）、第9条（解除等）、第10条（その他）第3項、の各条項の規定はなお効力を有するものとする。

第9条（解除等）

1. 各当事者は、相手方が次の各事由の一つに該当するときは、何らの催告なくして本契約を解除することが出来る。
 - 1.1. 本契約上の義務に違背し、相当期間をおいた催告を経てもこれを是正しないとき。
 - 1.2. 事実上若しくは法律上の倒産状態に至ったとき。
2. 本契約の解除の有無に関わらず、相手方当事者の債務不履行により損害を受けた当事者は、相手方に対して一切の損害の賠償を請求することが出来る。

第10条（その他）

1. 各当事者は、天災等の不可抗力が原因により義務を履行出来ないときは、その責を負わない。
2. 本契約は、両当事者の書面による合意によってのみ変更されるものとする。
3. 本契約に関する紛争につき、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに、甲乙予め同意した。

以上の通り契約が締結されたので、本書面を2通作成し、各自1通ずつ保有する。

締結日：

甲

東京都○○○○○○○○○○○○○○○○

株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○

乙